

## 第8期障害福祉計画・第4期障害児福祉計画の策定方針（案）

### 1. 計画策定の目的と背景

- ・寝屋川市は、まちづくりの基本方針である「寝屋川市総合計画」や保健福祉のマスタープランである「寝屋川市地域福祉計画」のもとで、「寝屋川市障害者長期計画」（長期計画）を基本方針とする障害者施策を推進しています。また、「寝屋川市障害福祉計画・障害児福祉計画」（福祉計画）を、障害福祉サービス等や障害児通所支援等の提供体制を確保するとともに、長期計画を具体的に推進するための計画としても位置づけ、一体的に策定、推進しています。
- ・現行の福祉計画（第7期障害福祉計画、第3期障害児福祉計画）は、令和6～11年度を計画期間とする第4次の長期計画の前半にあたる令和6～8年度に取り組むことを定め、庁内の関係課、自立支援協議会の各部会の取り組みを通じて年度ごとに作成する「計画推進シート」に基づき、P D C I サイクル（※）の考え方に沿って計画的、体系的に事業・活動等を推進しています。

（※）計画（Plan）→ 実行（Do）→ 点検（Check）→ 改善・改革（Innovation）を繰り返すことで、継続的に改善を進めていく手法です。
- ・現行計画に基づき、市では親なき後の支援をすすめるためのツールの作成や、個別避難計画、防災ハンドブックなど、障害のある人の災害時の支援を推進するとともに、重層的支援体制整備事業を通じた分野を超えた複合的な課題への対応、サービスゲートや新中央図書館の開設、オンラインでの相談や手続きの拡充などを通じて、障害のある人にも配慮した市民サービスの向上に取り組んでいます。また、障害当事者や家族のニーズの多様化・複雑化、就労選択支援事業の開始なども含む制度の変化などに対応するため、自立支援協議会の各部会で関係機関や事業者の連携を広げながら、さまざまな地域の課題への対応や支援者のスキルアップなどに取り組むとともに、部会間の情報共有や連携の強化などのしくみづくりも推進しています。
- ・国では、障害者基本計画に掲げた共生社会の実現に向けて、高次脳機能障害や医療的ケア、強度行動障害などを含む多様のニーズに対応するため法律や制度を改正するとともに、地域共生社会のさらなる展開に向けて、包括的な支援体制整備のいっそうの推進や、福祉分野以外も含めた連携・協働の強化がめざされています。
- ・こうした状況をふまえ、現行計画に基づく取り組みの成果や新たな課題に基づき、よりの確に推進できる計画とすることをめざして、次期の福祉計画（第8期障害福祉計画・第4期障害児福祉計画）を策定します。次期計画は、本年3月に改訂された地域福祉計画、地域福祉活動計画、本年度に改訂される高齢者保健福祉計画、一部見直しが行われる子ども・子育て支援事業計画と整合性を図るとともに、令和10年度からの新たな総合計画にも反映させていけるよう、幅広い視点で検討します。

## 2. 次期計画の基本的な事項

### (1) 計画の位置づけ

- ・この計画は、障害福祉サービス等・障害児通所支援等の提供体制を確保するための目標（成果目標）と、その達成のために必要なサービスの量など（活動指標）を定めるために、障害者総合支援法（第88条）に基づく障害福祉計画と児童福祉法（第33条の20）に基づく障害児福祉計画を一体的に策定するもので、国や府が新たに示した基本指針に基づき、寝屋川市の状況をふまえて策定します。

#### 国の基本指針の「見直しの主な事項」

- ① 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援
- ② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ③ 福祉施設から一般就労への移行等
- ④ 障害児支援の提供体制の整備等
- ⑤ 地域における相談支援体制の充実強化
- ⑥ 障害福祉人材の確保・定着、当事者視点に立ったケアの充実のための生産性の向上
- ⑦ 障害福祉サービスの質の確保等
- ⑧ きめ細かい地域ニーズを踏まえた支援体制の整備
- ⑨ 高次脳機能障害者に対する支援（都道府県）
- ⑩ 人口減少地域におけるサービスの維持・確保（中山間・人口減少地域）
- ⑪ 「地域共生社会」の実現に向けた取組
- ⑫ 住宅セーフティネット制度との連携
- ⑬ 地域差の是正・指定の在り方等
- ⑭ 障害者等に対する虐待の防止等
- ⑮ スポーツ・健康増進活動による社会参加等の促進
- ⑯ 災害時における障害福祉サービス提供の確保

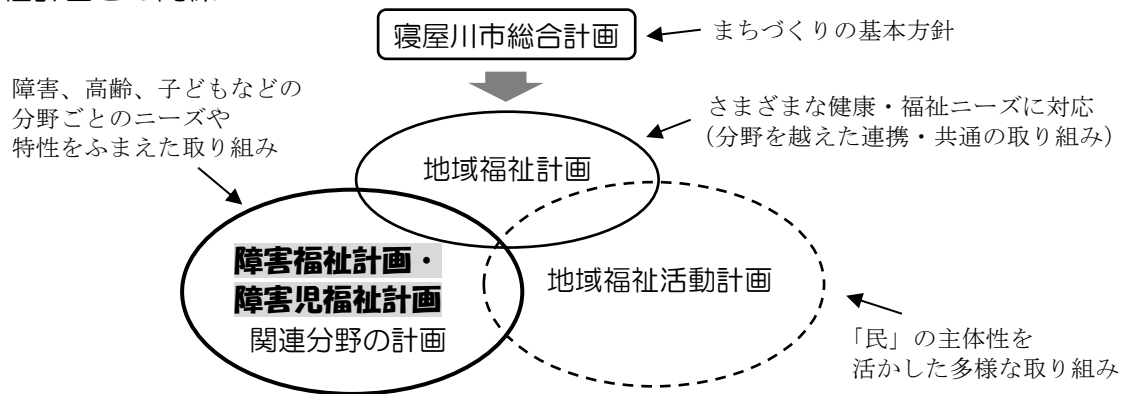
- ・あわせて、寝屋川市では、障害福祉計画・障害児福祉計画を、障害者支援を推進する基本的な方向性を示すために障害者基本法（第11条）に基づいて策定する障害者長期計画を具体的に推進する計画と位置づけ、第4次の長期計画に掲げた「障害者支援の推進方向」の実現に向けて計画期間内に取り組むことも一体的に定めます。

#### 「障害者支援の推進方向」（第4次寝屋川市障害者長期計画）

1. 協働で障害者支援を進める仕組みの充実
2. 地域生活を支援するサービス等の充実
3. 発達への継続的な支援の充実
4. 自己実現を目指す就労や活動への支援の充実
5. 安心して心豊かに暮らせる地域づくり

- ・この計画は障害のある人の幅広いニーズに対応するため、まちづくりの多様な取り組みや各種施策等と連動させて障害者支援を推進するよう、まちづくりの基本方針である「寝屋川市総合計画」、保健福祉のマスタープランである「寝屋川市地域福祉計画」と連動させるとともに、高齢者支援、子育て支援、健康づくりをはじめとする関係分野や地域福祉活動などに関する計画との整合性にも配慮して策定します。

#### 各種計画との関係



## (2) 計画の期間

- ・この計画は国の基本指針に基づき、令和9年度から令和11年度までの3年間を計画期間として策定します。

#### 計画の期間

| 令和6年度                | 7年度 | 8年度 | 9年度                         | 10年度 | 11年度 | →            |
|----------------------|-----|-----|-----------------------------|------|------|--------------|
| 第4次障害者長期計画           |     |     |                             |      |      | → 第5次計画へ     |
| 第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画 |     |     | <b>第8期障害福祉計画・第4期障害児福祉計画</b> |      |      | → 第9期・第5期計画へ |

## (3) 計画の策定方法

- ・この計画は、公募による市民や当事者・事業者等の関係団体・機関代表者等が参加する「寝屋川市障害者計画等推進委員会」での意見交換をふまえて策定します。
- ・関係機関や事業者等が参加する「寝屋川市自立支援協議会」での意見を、計画推進委員会での検討などに反映します。
- ・当事者のニーズを広く把握して計画に反映するためアンケート調査を実施します。また、タウンミーティングやヒアリングなどを通じた意見聴取に取り組みます。
- ・市民の意見を広くお聴きし計画に反映するため、計画素案に対するパブリック・コメントを実施します。
- ・多様な分野が連携した取り組みを計画に位置づけ、連携して推進するため、「市内連絡会」やそのワーキング会議などを通じて、関係課等で協議します。

### 3. 計画策定のスケジュール

- ・次期計画は、下記のスケジュールを目安として検討を行って行く予定です。
- ・障害者計画等推進委員会は、今回を含めて5回の開催を予定しています。

#### 計画策定スケジュール（予定）

| 年・月<br>主な検討事項等   | 令和8年 |    |    |    |     |     |     | 令和9年 |    |    |
|------------------|------|----|----|----|-----|-----|-----|------|----|----|
|                  | 6月   | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月   | 2月 | 3月 |
| ① 現状データ・進捗状況等の分析 | ←→   |    |    |    |     |     |     |      |    |    |
| ② アンケート調査の検討・実施  |      | ←→ |    |    |     |     |     |      |    |    |
| ③ ヒアリング等の実施      |      | ←→ |    |    |     |     |     |      |    |    |
| ④ 次期計画の検討課題の整理   |      |    | ←→ |    |     |     |     |      |    |    |
| ⑤ 重点的に取り組む事項等の検討 |      |    | ←→ |    |     |     |     |      |    |    |
| ⑥ 障害者支援の成果目標の検討  |      |    |    | ←→ |     |     |     |      |    |    |
| ⑦ 活動指標の推計・確保策の検討 |      |    |    |    | ←→  |     |     |      |    |    |
| ⑧ 計画の推進方策の検討     |      |    |    |    | ←→  |     |     |      |    |    |
| ⑨ 計画素案の検討        |      |    |    |    | ←→  |     |     |      |    |    |
| ⑩ パブリック・コメントの実施  |      |    |    |    |     |     |     |      | ←→ |    |
| ⑪ 計画案のとりまとめ      |      |    |    |    |     |     |     |      | ←→ |    |
| ⑫ 計画書・概要版の編集     |      |    |    |    |     |     |     |      |    | ←→ |
| 障害者計画等推進委員会      |      |    | ①  |    | ②   | ③   | ④   |      |    | ⑤  |

#### 【障害者計画等推進委員会でご協議いただく主な案件（予定）】

- ① 計画の策定方針の検討、現状データ・進捗状況等の検討、アンケート調査の実施方法や内容等の検討
- ② アンケート調査等の結果の検討、次期計画の課題と骨子の検討
- ③ 計画素案の検討、成果目標・活動指標等の検討
- ④ パブリック・コメントに向けた計画素案のとりまとめ
- ⑤ パブリック・コメントでのご意見をふまえた計画案のとりまとめ、計画の推進に向けた意見交換